	D_{11} ＝ 0.026 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.028 D_{14} ＝ 0.028 D_{15} ＝ 0.032 D_{16} ＝ 0.032 D_{17} ＝ 0.028 D_{18} ＝ 0.027 D_{19} ＝ 0.026 D_{20} ＝ 0.031 D_{21} ＝ 0.032 D_{22} ＝ 0.032 D_{23} ＝ 0.031 D_{24} ＝ 0.030 D_{25} ＝ 0.024 D_{26} ＝ 0.023 D_{27} ＝ 0.002
	D_{28} ＝ 0.0012 D_{29} ＝ 0.0011
	α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。） 算式 （a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875 a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a　算式ＸⅠの符号 B の額に 2 を乗じて得た数 b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模
	算式ＸⅡ
	$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$
	算式ＸⅡの符号

	D_{11} ＝ 0.026 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.029 D_{14} ＝ 0.028 D_{15} ＝ 0.033 D_{16} ＝ 0.033 D_{17} ＝ 0.028 D_{18} ＝ 0.027 D_{19} ＝ 0.032 D_{20} ＝ 0.032 D_{21} ＝ 0.032 D_{22} ＝ 0.032 D_{23} ＝ 0.031 D_{24} ＝ 0.025 D_{25} ＝ 0.025 D_{26} ＝ 0.003 D_{27} ＝ 0.002
	D_{28} ＝ 0.0012
	α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。） 算式 （a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875 a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a　算式ＸⅠの符号 B の額に 2 を乗じて得た数 b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模
	算式ＸⅡ
	$\frac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$
	算式ＸⅡの符号